

第1章 第2次広島市暴走族追放基本計画に基づく行動計画の策定に当たって

I 策定の趣旨

「第2次広島市暴走族追放基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づく行動計画は、暴走族を追放し、市民生活の安全と安心が確保される地域社会の実現を図るため、「暴走族のいない、少年が健全に育つまちづくり」を基本理念として、基本計画に掲げた諸施策を達成するための具体的な計画である。また、市政推進に当たっての基本コンセプトである『世界に誇れる「まち」の実現に向けて』の理念を念頭に置き、「ワーク・ライフ・バランスのまち」の実現に掲げてある「未来を担う子どもの育成」や「安全・安心に暮らせる生活環境の整備」の内容を踏まえて、社会全体で子どもの成長を支えていき、市民が安心して生活できる地域社会を目指した取組を推進するための、具体的な計画である。

現行の基本計画は平成32年度（2020年度）で満了となるため、平成33年度（2021年度）に次期基本計画を策定する。本計画の計画期間については、平成31年度（2019年度）から基本計画の最終年度である平成32年度（2020年度）までの2年間とする。

II 計画の対象範囲

本市が、家庭、学校、地域、関係機関など市民全体と協力して取り組むもの及び本市の負担又は助成を伴うものとする。

III 期間

この行動計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から基本計画の最終年度である平成32年度（2020年度）までとする。

IV 暴走族・非行少年等の状況

1 暴走族・非行少年グループの状況

広島県内の暴走族情勢は、平成11年（1999年）の44グループ428人をピークに以後減少し、平成27年（2015年）6月末時点で、平成15年以降、県の暴走族追放条例及び公安委員会規則に基づいて把握してきた暴走族の推定勢力は0グループとなった。広島市域においては、平成11年（1999年）の27グループ272人がピークであったが、声かけ運動及び広島県警察による取締り強化など官民一体の取組により、平成23年（2011年）12月に暴走族の推定勢力が0グループとなり、それ以降結成、解散を繰り返しながら、平成27年（2015年）6月末以降は0グループとなっている。

しかしながら、依然として、警察からの取締りにより解散しながらも新たな構成員を勧誘するなどして暴走族の再結成を繰り返すものや、新規結成を図るものがあり、非行少年グループなどが暴走族の予備的存在となっている実態がある。さらに、暴走行為を行う者（組織には属さずソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を使って参集し暴走行為を繰り返し行う者）や旧車會（元暴走族構成員や暴走族構成員が中心となって、暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を連ねて大規模な集団走行を行う組織・団体。）の台頭など、暴走族の再結成や新規結成について予断を許さない状況である。

また、暴走族ではないが、非行少年グループ（刑罰法令を犯し又は犯すおそれのある、非行や不良行為を繰り返している３人以上のグループ）は、平成 30 年（2018 年）12 月末現在で広島県内では 14 グループ 110 人、広島市域では 8 グループ 50 人を把握している。

県では平成 24 年（2012 年）10 月から「広島県暴走族対策会議」の名称を「広島県暴走族・少年非行防止対策会議」に変更し、暴走族の再結成や新規結成を防止するため非行少年及び非行少年グループに特化した対策を推進しているところである。

2 非行少年の状況

広島市域における非行少年の検挙・補導総数は、平成 28 年（2016 年）の 731 人が平成 30 年（2018 年）には 458 人になるなど減少傾向にある。

また、再非行者率は常に県平均より高く、平成 30 年（2018 年）においては 27.7%で県平均の 27.2%と比較すると 0.5 ポイント上回っている。

再非行を繰り返すなかで非行少年グループ等に加入する危険性が高まるため、適切な立ち直り支援を早い段階で行う必要がある。

V 広島市の取組状況

平成 21 年（2009 年）に第 2 次広島市暴走族追放基本計画を策定し、その行動計画に基づき、暴走族の追放に取り組んできたが、上記のような状況を受け、平成 25 年（2013 年）4 月に広島市教育委員会青少年育成部育成課の「暴走族対策・少年自立支援担当課長」の名称を「非行防止・自立支援担当課長」に変更するとともに、「暴走族加入防止・離脱相談センター」を「暴走族・少年非行防止相談センター」に改名し、問題行動の早期発見及び早期補導に関することや問題行為少年等の自立支援に関することに取り組んでいる。特に、平成 25 年（2013 年）に策定した「広島市暴走族追放行動計画（平成 25 年度～平成 27 年度）」に基づき、暴走族の再結成や新規結成を防止するため、「地域における非行少年及び非行少年グループへの取組」と「家庭、学校、地域、関係機関などの連携の一層強化」に力点を置き取り組んできた。

平成 27 年（2015 年）4 月 1 日には、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、広島市教育委員会と広島県警察が、緊密な連携により、本市庁舎内に広島市教育委員会職員と広島県警察職員が常駐する「少年サポートセンターひろしま」を開設し、さらに、平成 28 年（2016 年）に策定した「第 2 次広島市暴走族追放基本計画に基づく行動計画（平成 28 年度～平成 30 年度）」では「少年サポートセンターひろしま」が実施している少年非行に関する相談窓口の運営や中学校等への支援などの 6 事業・取組を重点と位置づけ、少年の非行防止から立ち直り支援までを一貫して取り組んでいる。

VI 検討の視点

暴走族の再結成や新規結成を防止するためには、第一に非行少年及び非行少年グループを生まないことが肝要である。

広域化、グループ内の人間関係の希薄化が進み動向把握が困難になっている非行少年や非行少年グループに的確に対応していくためには、非行少年グループなどの活動が目に触れる

地域、家庭、学校からできるだけ幅広く地域情報を入手し、早期発見・早期指導等が行えるようにするとともに、関係機関・団体の連携を密にして非行少年を生まない、悪質化させない環境づくりをまちぐるみで目指していくことが必要である。

その際、困難を抱えるような状況に少年を追い込まないための予防的アプローチと、現に困難を抱えている少年の立ち直り支援の二つの側面から検討する必要がある。

こうした状況から、広島市教育委員会と広島県警察が連携して少年の非行防止活動から立ち直り支援を実施する「少年サポートセンターひろしま」を核として、より一層、県と市及び関係機関が連携しながら、「地域の子どもは地域で守り育てる」の理念の下、地域と協働した取組を全市域的に行うことが求められている。

このため「少年サポートセンターひろしま」が実施している少年非行に関する相談窓口の運営や中学校等への支援など前計画の6事業・取組に加え、昨今のネットやSNS上の問題、トラブルが多発していることに鑑み、「ネットパトロールの実施」を新たに事業・取組の重点と位置づける。

VII 目標

- (1) 非行少年・非行少年グループの早期発見や立ち直り支援に取り組み、再非行者率を減少させる。
- (2) 暴走族の再結成や新規結成を防止し、暴走族0の状態を維持する。

VIII 重点（事業・取組）

- ・少年非行に関する相談窓口の運営
- ・生徒指導上の課題を抱える中学校等への支援
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業の実施
- ・少年サポートルーム（各種体験活動）事業の実施
- ・非行少年に対する就学・就労サポート事業の実施
- ・各関係団体との連携の促進
- ・ネットパトロールの実施